

ご当地グルメ開発業務委託 仕様書

1 委託業務名

ご当地グルメ開発業務

2 目的

平成 28 年 3 月に策定した「加古川市観光まちづくり戦略」に基づき、食の観光化を促進するため、「スイーツ」をテーマとした新たな観光資源の開発・PR することにより、加古川市の知名度向上や観光誘客、市内での観光消費額の増加を図るとともに、市民の参画によるシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで

4 業務内容

(1) 新ご当地グルメ開発

- ・加古川市の新たな観光資源となるような、「スイーツ」をテーマとした新ご当地グルメを開発する。

(2) ご当地パンフレット制作

- ・上記(1)で開発する新ご当地グルメを紹介する、民間情報メディアと連携し訴求力の高いパンフレットを作成する。

【成果品】・パンフレット10,000部以上(A4サイズ、8ページ、フルカラー)
・WEB掲載用PDFデータ及び出稿用データ一式

(3) 観光PR動画制作

- ・上記(1)で開発した新ご当地グルメを紹介する観光PR動画を作成する。

【成果品】・通常版(2分~3分程度)とショート版(30秒)の動画1本以上
・動画配信用データ(MP4形式)
・DVDディスク、ブルーレイディスク(各5枚)
・ナレーション原稿、編集前の映像素材及び画像素材

(4) 受託者が提案する効果的な事業

- ・上記(2)(3)の制作以外に、(1)で開発した新ご当地グルメを広くPRできる取り組みを提案する。ただし、施行予定額の範囲内で実施可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

5 提案にあたっての注意事項

上記(1)~(4)について、開発した新ご当地グルメが最終的に観光資源として本市への観光誘客を促進できるものとなるよう、①開発手段やプロセス、②本市の観光資源となり得る理由、③観光資源としての活用方法、に留意して提案すること。

なお、新ご当地グルメの具体的な内容(メニュー、商品名、使用する素材等)まで提案する必要はない。

6 業務実施体制

本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。受託者は、委託契約締結後、速やかに業務実施責任者の氏名等を報告すること。

7 実績報告書の提出について

業務完了時に実績報告書を提出すること。

8 納品場所及び担当部局

加古川市 産業経済部 観光振興課（加古川市加古川町溝之口701）

電話：079-424-2190 F A X：079-424-2180

E-mail：kankou@city.kakogawa.lg.jp

9 契約に関する条件等

（1）再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

（2）成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（3）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（4）個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、加古川市個人情報の保護に関する条例を順守しなければならない。

以上